

次世代育成支援対策推進法に基づく  
特 定 事 業 主 行 動 計 画  
(第2期)

平成27年3月策定

小 谷 村 長  
小 谷 村 議 会 議 長  
小 谷 村 教 育 委 員 会  
小 谷 村 選 挙 管 理 委 員 会  
小 谷 村 監 査 委 員  
小 谷 村 公 平 委 員 会  
小 谷 村 農 業 委 員 会

## 小谷村特定事業主行動計画（第2期）

### I 総論

#### 1 目的

我が国では、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成26年に10年間延長されました。

小谷村では、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとともに、事業主としての立場から、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進し、職員が仕事と子育ての両立を図るため、本行動計画を策定しました。

#### 2 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間を計画期間とします。

#### 3 計画の推進体制

##### (1) 計画の実施主体

この計画の実施主体は、小谷村、小谷村議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会とし、役場、診療所、保育園などそれぞれ職場の業務に違いはありますが、各実施主体が任命した小谷村のすべての職員を対象とします。

##### (2) 小谷村特定事業主行動計画策定会議の設置

この計画を推進するために、人事担当者や各課の職員等で構成される小谷村安全衛生委員会を小谷村特定事業主行動計画策定会議とし、進捗状況や見直しの検討を行います。

### II 具体的な取組内容

#### 1 職員の勤務環境に関する取組

##### (1) 制度の周知

次世代育成支援対策に関する研修・講習、啓発資料を作成し、庁内LANを利用し情報提供を行い、行動計画の内容を周知します。

(2) 妊娠中及び出産後における対応

- ① 母性保護及び母性の健康管理の観点から設けられている産前8週産後8週の特別休暇制度や出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図ります。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- ③ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望や状況に応じて、原則として超過勤務を命じないようにします。
- ④ 男性も女性も子どものいる人もいない人も職員一人ひとりが出産や子育てに対する意識改革を図り、妊娠中や子育て中の職員が、各種制度を使用しやすい雰囲気を築きます。

(3) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に5日間の休暇を取得できるようにします。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知を図ります。
- ③ 父親になる職員や小学校就学前の子を養育する男性職員の育児休業や年次休暇の取得など育児に関する制度について周知を図ります。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 育児休業等の制度の周知を図るとともに、妊娠を申し出た職員に対しては個別に制度や手続き、経済的な支援等について説明します。
- ② 男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。
- ③ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該各課において業務分担の見直しを行い、職員が安心して育児休業を取得できる職場環境を整備します。

(5) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、庁内連絡等必要な情報を提供します。
- ② 復職時における研修等を実施します。
- ③ 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。
- ④ 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に対し、勤務時間を配慮します。

## 2 超過勤務の縮減

### (1) 制度の周知

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。
- ② 超過勤務の上限目安（月30時間）の周知徹底を図ります。

### (2) 一斉定時退庁日（ノー残業デー）等の実施

- ① 定時退庁日（ノー残業デー）を定め、庁内放送及び庁内LAN等による定時退庁を図ります。
- ② 課長や係長は、職員の手本となるよう定時退庁に努めます。
- ③ 定時退庁ができない場合には、他の職員が提時退庁しやすい職場環境を整備します。

### (3) 事務の簡素化・合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討のうえ実施し、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。
- ② 定例・恒常的業務については、事務処理のマニュアル化を図ります。
- ③ 会議や打合せについては、極力庁内LAN（メール、掲示板）を活用します。

### (4) 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務の上限の目安時間を月30時間とし、超過勤務縮減のために超過勤務命令者の管理職に注意喚起を行います。
- ② 課長及び係長は、超過勤務縮減の取り組みの意義に対する認識を深め、職員の超過勤務の状況を把握し、超過勤務縮減の取り組みに努めます。

## 3 休暇取得の促進

### (1) 年次休暇取得の促進

- ① 課長会議等の場を通じて、定期的な休暇の取得促進を行い、休暇を取得することへの意識改革を図ります。
- ② 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」や国民の祝日と組み合わせて年次休暇を取得するなど連続休暇の取得促進を図ります。
- ③ 課長や係長は、職員の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇取

得を指導します。

- ④ 安心して年次休暇を取得できるよう体制を整備します。
- ⑤ 子どもの学校行事や長期休業に合わせて年次休暇の取得促進を図ります。
- ⑥ 勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した1週間以上のメモリアル休暇の取得や年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得、職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図ります。

#### 4 その他の次世代育成支援対策に関する事項

##### (1) 子育てバリアフリー化の促進

- ① 子どもを連れて人を始め、誰もが気兼ねなく来庁できるよう、親切丁寧な応接等ソフト面でのバリアフリー化に努めます。

##### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ① スポーツや文化活動などにおいて、子どもの活動や子育てに役立つ知識や技術を持つ職員は、率先して地域の子育て活動に参加します。
- ② 子どもを交通事故から守るため、交通事故予防等について綱紀肅正通知による呼びかけを実施します。
- ③ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援します。

##### (3) 子どもとふれあう機会の充実

- ① 職員の子ども等の家族を対象とした職場見学会を希望に応じ実施します。
- ② スポーツ大会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにします。